

事業主のみなさまへ

～労働保険の成立手続はお済みですか～

労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険をまとめた「総称」で、法人・個人に関わらず、パートやアルバイトでも**労働者を一人でも雇用する事業主は、労働保険に加入する義務があります。**

** 労 災 保 険 **

労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行う為の保険制度です。

- 通勤時・勤務中にケガをしてしまったとき《療養（補償）・休業（補償）給付》
（実際例）

*労働者が出勤途中交通事故にあい負傷したが、相手の車は無保険であった。
労災保険は、負傷した労働者に療養給付及び休業給付を行った。

- 傷病が治癒したが、身体に障害が残ったとき《障害（補償）給付》
（実際例）

*労働者が業務途中、工場内の機械に指を挟まれ切断した。
治癒後、労災保険は障害補償給付を行った。

- 業務・通勤時の事故により死亡したとき《遺族（補償）・葬祭給付》
（実際例）

*労働者が業務中、屋根から転落して死亡した。
労災保険は、死亡労働者と生計維持関係のあった遺族に対して遺族補償年金を給付し、併せて葬儀に要した費用を葬祭料として給付した。



** 雇 用 保 険 **

労働者の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり再就職を促進する事業を行う為の保険制度です。新たに労働者を雇入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

労働者の方には

- 労働者が失業したとき《生活の安定を図る為の失業給付金・再就職手当、職業訓練手当等》
- 60～65歳未満の継続雇用されている方で、60歳到達時点に比べて賃金が一定割合低下したとき《高年齢雇用継続給付金を支給》
- 育児・介護に専念するため一定期間休業を取得したとき《育児休業給付・介護休業給付金を支給》
- 対象の教育訓練を受講した場合その一部の費用を支給。《教育訓練給付金》

事業主の方には

- 事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者を雇用する場合。《地域雇用開発助成金》
- 高年齢者・障害者等の就職困難者を雇用する場合。《特定求職者雇用開発助成金》
- すぐに常用雇用するには不安があるので試行的に雇用する場合。《トライアル雇用》



★労働保険手続きについては、労働保険事務組合に委託する制度もあります。

加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合

事業主が故意又は重大な過失により、労働保険へ加入していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。

① 最大2年間遡った労働保険料及び追徴金（10%）

② 以下により、労災保険給付額の100%又は40%

(1) 労働保険の加入手続について
労働局職員等から加入勧奨・
指導を受けていた場合

事業主が故意に手続を行わなかったものと
認定し、労災保険給付額の100%を徴収

(2) (1)以外で、労働保険の適用
事業となってから（労働者を
雇用してから）1年を経過して
いた場合

事業主が重大な過失により手続を行わな
かったものと認定し、労災保険給付額の
40%を徴収

※なお、労災保険の加入後においても、

◇事業主が一般保険料を滞納している期間中に労働災害が発生した場合、労災保険給付額の最大40%

◇事業主が故意又は重過失により生じさせた事故が原因で労働災害が発生した場合、労災保険給付額30%が事業主から徴収されます。

●詳しいご説明はこちらをご覧ください。

費用徴収制度

検索

加入手続は、各管轄の労働基準監督署及び公共職業安定所(ハローワーク)で行っております。

●那覇労働基準監督署 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2階) TEL 098-868-3344	●那覇公共職業安定所 〒900-8601 那覇市おもろまち1-3-25 (沖縄労働総合庁舎1～3階) TEL 098-866-8609
●沖縄労働基準監督署 〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1 (沖縄労働総合庁舎3階) TEL 098-982-1263	●沖縄公共職業安定所 〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1 (沖縄労働総合庁舎1～2階) TEL 098-939-3200
●名護労働基準監督署 〒905-0011 名護市字宮里452-3 (名護地方合同庁舎1階) TEL 0980-52-2691	●名護公共職業安定所 〒905-0021 名護市東江4-3-12 TEL 0980-52-2810
●宮古労働基準監督署 〒906-0013 宮古島市平良字下里1016 (平良地方合同庁舎1階) TEL 0980-72-2303	●宮古公共職業安定所 〒906-0013 宮古島市平良字下里1020 TEL 0980-72-3329
●八重山労働基準監督署 〒907-0004 石垣市字登野城55-4 (石垣地方合同庁舎2階) TEL 0980-82-2344	●八重山公共職業安定所 〒907-0004 石垣市字登野城55-4 (石垣地方合同庁舎1階) TEL 0980-82-2327

お問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎3階)
沖縄労働局総務部 労働保険徴収室 (098-868-4038)

南城市商工会労働保険事務組合 事務委託のご案内

	雇用保険被保険者数	委託手数料（月額）
①	0人～2人まで	500円
②	3人～5人まで	700円
③	6人～10人まで	1,500円
④	11人～15人まで	2,000円
⑤	16人～20人まで	3,000円
⑥	21名～	一人につき⑤の金額に200円加算

※非会員事業所の場合は、会費相当額を加算いたします。

《労働保険事務委託でできること》

- ◆年度更新
- ◆労働保険事業所各種適用関連書式作成及び届出
- ◆労働保険料算定調査対応
- ◆雇用保険加入・喪失手続き
- ◆その他被保険者情報変更手続き
- ◆労災保険中小事業主特別加入（申請・脱退）手続き ※事務組合委託メリット
- ◆労働保険概算保険料の分納（3回） ※事務組合委託メリット
- ◆労災給付関連書式作成支援及び申請までの支援等

《委託手続きに必要なもの》

個人事業主	法人
①営業許可書（許認可が必要な事業の場合）	①登記簿謄本のコピー
②代表者の運転免許証又は、住民票	②定款のコピー
③電話・電気・ガス・水道料金等の公共料金の書類	③電話・電気・ガス・水道料金等の公共料金の書類のコピー
④代表者の印鑑（認印可）	④会社実印
⑤銀行印	⑤銀行印
⑤加入月のタイムカード及び出勤簿（雇用保険加入の場合）	⑥加入月のタイムカード及び出勤簿（雇用保険加入従業員分）
⑦雇用条件通知書（期間の定めがある従業員がいる場合）	⑦雇用条件通知書（期間の定めがある従業員がいる場合）
⑧労働保険番号が分かる書類（既に保険成立している場合）	⑧労働保険番号が確認できる書類（既に保険成立している場合）

※雇用保険被保険者資格取得届を6ヶ月以上遡及して提出する場合は「遅延理由書」の提出が必要です。